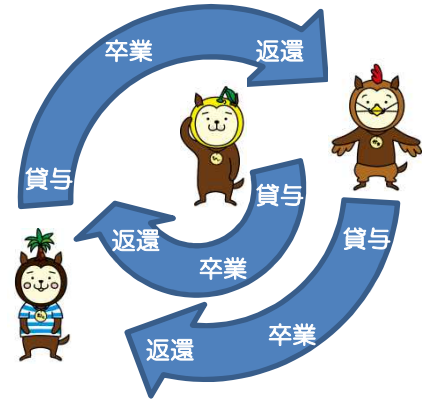


宮崎県育英資金について

目的

宮崎県育英資金は、将来の有能な人材を育成するため、向学心に富み、優れた素質を有しながら経済的理由により修学が困難な学生又は生徒に対して、育英資金を貸与する制度です。

育英資金は貸与（借りる）ですので、卒業後に貸与された育英資金を計画的に返還していく必要があります。返還された育英資金が、次の奨学生に貸与されることになります。



育英資金の種類・申込資格

希望する育英資金の条件を全て満たし、学校長が推薦する方

一般育英資金	へき地育英資金
本人が高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）、高等専門学校、専修学校（高等・専門課程）、大学、短期大学に在学していること。	本人が高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に在学していること。
本人の主たる生計維持者が宮崎県内に居住していること。	本人の主たる生計維持者が規則で定める宮崎県内のへき地に居住していること。
向学心に富み優れた素質を有しながら、経済的理由により修学が困難であること。	

貸与月額

育英資金の種類、学校種別及び通学方法の別に3つの区分から選択できます。貸与月額は裏面のとおりとなります。

申請時期・手続き

在学採用	予約採用	緊急採用
募集期間：3月から4月下旬	募集期間：7月から9月下旬	募集期間：随時
高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)・大学・短期大学・専修学校(専門課程)に在学している学生又は生徒が対象となります。	高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)へ進学を希望する中学3年生が対象となります。	生計維持者等の失職・勤務先の倒産・破産・死亡・病気又は、火災・風水害等による家計急変のため、緊急に修学資金を必要とする学生又は生徒が対象となります。
育英資金の申込は、在学する学校を通して行います。		

貸与月額一覧表（単位：円）

種類	学校種別・通学の方法			貸与月額（年額）			
				区分①	区分②	区分③	
一般 育英 資金	高等学校 高等専門学校	国公立	自 宅	18,000 (216,000)	14,000 (168,000)	9,000 (108,000)	
			自宅外	23,000 (276,000)	18,000 (216,000)	12,000 (144,000)	
		私 立	自 宅	30,000 (360,000)	23,000 (276,000)	15,000 (180,000)	
			自宅外	35,000 (420,000)	27,000 (324,000)	18,000 (216,000)	
	大 学	国公立	自 宅	44,000 (528,000)	33,000 (396,000)	22,000 (264,000)	
			自宅外	50,000 (600,000)	38,000 (456,000)	25,000 (300,000)	
		私 立	自 宅	53,000 (636,000)	40,000 (480,000)	27,000 (324,000)	
			自宅外	63,000 (756,000)	48,000 (576,000)	32,000 (384,000)	
	短期大学	国公立	自 宅	44,000 (528,000)	33,000 (396,000)	22,000 (264,000)	
			自宅外	50,000 (600,000)	38,000 (456,000)	25,000 (300,000)	
		私 立	自 宅	52,000 (624,000)	39,000 (468,000)	26,000 (312,000)	
			自宅外	59,000 (708,000)	45,000 (540,000)	30,000 (360,000)	
	専修学校	専門 課程	国公立	自 宅	44,000 (528,000)	33,000 (396,000)	22,000 (264,000)
				自宅外	50,000 (600,000)	38,000 (456,000)	25,000 (300,000)
			私 立	自 宅	52,000 (624,000)	39,000 (468,000)	26,000 (312,000)
		高等 課程	国公立	自 宅	18,000 (216,000)	14,000 (168,000)	9,000 (108,000)
自宅外				23,000 (276,000)	18,000 (216,000)	12,000 (144,000)	
私 立			自 宅	30,000 (360,000)	23,000 (276,000)	15,000 (180,000)	
専修学校(高等課程)	国公立	自 宅	35,000 (420,000)	27,000 (324,000)	18,000 (216,000)		
		自宅外	45,000 (540,000)	34,000 (408,000)	23,000 (276,000)		
	私 立	自 宅	18,000 (216,000)	14,000 (168,000)	9,000 (108,000)		
		自宅外	23,000 (276,000)	18,000 (216,000)	12,000 (144,000)		
へき地 育英 資金	高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)	国公立	自 宅	27,000 (324,000)	21,000 (252,000)	14,000 (168,000)	
			自宅外	38,000 (456,000)	29,000 (348,000)	19,000 (228,000)	
		私 立	自 宅	34,000 (408,000)	26,000 (312,000)	17,000 (204,000)	
			自宅外	45,000 (540,000)	34,000 (408,000)	23,000 (276,000)	

返還

貸与終了後6か月経過後に返還が始まり、貸与を受けた期間の4倍の期間以内(20年を限度)での返還となります。

育英資金を借り終えた後は、必ず返還しなければなりません。返還金は、後輩が利用する育英資金の大切な財源となります。

ただし、返還開始後、進学、疾病等により返還が困難な場合には、返還猶予(返還の先延ばし)を申請することができます。

なお、育英資金は、無利息ですが、返還が始まった後、期限までに返還を行わない場合には、年5%の割合(※)で、延滞利息を支払うことになります。

また、約束どおりに返還されない場合には、貸与総額の一括返還を請求し、裁判所へ支払督促を申し立て、最終的には強制執行の手続きを行うこととなりますので、卒業後の返還計画もしっかりと立ててください。

※ 平成29年4月1日付けで延滞利息の利率が、年7.6%から5%に変更となりましたが、変更日前の期間に対応する延滞利息の額の計算については、年7.6%の利率が適用されます。



宮崎県育英資金のお問合せは、
在学する学校又は下記担当までお願いします。
宮崎県教育庁財務福利課 育英資金担当
電話：0985-32-4472

宮崎県育英資金貸与事業

検索